

令和6年度 前橋市ホームページ広告掲載要領

この要領は、前橋市広告掲載要綱及び前橋市広告掲載取扱基準に基づき、広告掲載の募集に必要な事項を定めたものです。

1 前橋市ホームページの内容について

名称	前橋市ホームページ	
規格	種類	-
	サイズ	-
ホームページアクセス数	月平均約136万件 (令和4年4月～令和5年3月)	
発行日	-	
表示期間	通年	
更新頻度	随時更新	
内容	市の行政情報を公開	
配布エリア	-	
配布方法	-	
備考	維持管理等のため、公開停止にすることがあります。	

広告掲載場所については、
前橋市ホームページ
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/>
をご覧ください。
(トップページ及び詳細ページ下部)

2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	掲載料 (税込み)
前橋市ホームページのトップページ下及び各ページで市の指定した場所	・縦60ピクセル×横150ピクセル ・容量8キロバイト以内 ・データ形式はJPEG又はGIF形式とし動画は不可	15枠	カラー	月額18,000円
広告掲載できない業種・内容	・前橋市税に滞納のあるもの。 ・暴力団等に該当しないもの。 ・上記のほか、前橋市広告掲載要綱及び広告掲載取扱基準に規定するもの。			
入稿形態	「前橋市ホームページバナー広告表現ガイドライン」を遵守し、完全データで入稿してください。なお、バナーの途中変更は原則としてできません。			
入稿締切日	掲載決定後お知らせします。 入稿前に必ずバナー内容の審査を受けてください。			

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・広告の掲載期間は、原則として年度単位(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)とします。 ・バナー位置については、ページの読み込みごとに配置が変わる「ランダム配置」とします。 ・広告欄の説明として、次の文章が入ります。 「前橋市ホームページに掲載されている広告バナー及びそのリンク先のホームページの内容については、前橋市が保障するものではありません。」 ・広告主は次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に報告をしてください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広告の掲載を取り下げるとき。 (2) 広告のリンク先のホームページのアドレスを変更するとき。 (3) 前橋市広告掲載申込書(様式第1号)又は添付書類の記載内容に変更が生じたとき。 (4) 広告のリンク先のホームページに障害が発生したとき。 ・維持管理等のため本市ホームページの公開を停止する期間についても、掲載の期間に含むものとします。 ・納入方法等の諸手続については、前橋市広告掲載要綱に定めがあります。 ・申込書にリンク先アドレスと連絡先メールアドレスを記載してください。 ・ウェブ感染型マルウェア検知のため、リンク先ページに対して地方公共団体情報システム機構等が、検知サーバで自動巡回することがあります。 ・この要領に定めることのほか、必要な事項は、市長が別に定めます。
-----	---

3 申込みについて

申込み方法	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載希望者は申込書(様式第1号)に次の書類を添付して提出してください。ただし、継続して掲載を希望し前年から記載事項に変更がない場合や、市長が事務処理においてその必要がないと認める場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができます。 (1) 商業登記簿謄本(登記の現在事項証明書)または主務官庁が発行した認証、許可書等の写し。 (2) 会社・団体等の事業内容が分かるもの。 (3) その他、市長が提出を必要とする書類。 ・メールなど(郵送・持参可)で下記アドレスに送付してください。
申込み期間	15枠全てが埋まるまで

4 掲載決定の方法

掲載決定方法	申し込み先着順によります。
--------	---------------

◆担当課 問い合わせ先

<p>前橋市役所 総務部 秘書広報課広報係 〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 担当: 岡田 電話: 027-898-5838 E-mail: shiseihasshin@city.maebashi.gunma.jp</p>
--